

報告第 28 号

新一関市立花泉小学校プール建設（建築）工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 12 月 6 日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

新一関市立花泉小学校プール建設（建築）工事の請負契約の変更について、市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月1日

一関市長 佐藤 善仁

- 1 工 事 名 新一関市立花泉小学校プール建設（建築）工事
- 2 工 事 場 所 一関市花泉町涌津字下原地内
- 3 工 事 内 容 建築工事  
プール  
低学年用 12.5m×8m  
中高学年用 25m×16m（8レーン）  
プール附属棟新築  
木造平家建 延べ面積 99.37 m<sup>2</sup>
- 4 契約の相手方 一関市千厩町千厩字北ノ沢 154 番地  
株式会社三ツ矢建設工業  
代表取締役 熊 谷 隆 一
- 5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	182,600,000 円	183,310,600 円

## 報告第 28 号 参考資料No. 1

### 新一関市立花泉小学校プール建設(建築)工事の請負契約の変更の概要

工事請負契約に基づく、工事請負契約締結後における単価適用年月の変更の請求があったことにより、契約金額を変更するものである。

項目	変更前	変更後	増減額(税込)	変更理由
設計単価	令和4年6月から適用される積算基準単価による積算	令和4年9月から適用される積算基準単価による再積算	増 710,600 円	契約の相手方から、工事請負契約に基づく、工事請負契約締結後における単価適用年月の変更の請求があったことにより、積算基準単価の適用年月を変更し、再積算したため。

新花泉小学校整備事業全体計画

(千円)

項目	事業内容	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
1 用地取得		1,031		111,684				112,715
不動産鑑定評価・用地調査	評価・用地調査業務一式	1,031		627				1,658
用地費・物件移転補償費	用地・物件移転補償費一式			111,057				111,057
2 測量・設計			7,077	140,861	19,012			166,950
測量調査等	測量・登記業務一式 地質調査業務一式		7,077	9,675	1,769			18,521
工事実施設計				131,186	17,243			148,429
花泉地域統合小学校敷地造成工事	実施設計業務一式			12,385				12,385
花泉地域統合小学校校舎・屋内運動場等建設工事	実施設計業務一式			118,801				118,801
花泉地域統合小学校屋外環境整備工事	実施設計業務一式				12,843			12,843
花泉地域統合小学校プール建設工事	実施設計業務一式				4,400			4,400
3 建設工事					389,623	393,719	2,776,604	3,559,946
敷地造成工事	造成工事一式				388,323			388,323
校舎等建設工事					1,300	393,719	2,776,604	3,171,623
新花泉小学校校舎・屋内運動場等杭基礎工事	杭基礎工事一式					148,134	9,020	157,154
新花泉小学校校舎・屋内運動場等建設工事	校舎、屋内運動場、放課後児童クラブ等一式				1,300	210,020	2,262,397	2,473,717
新花泉小学校プール建設工事	プール(附属棟込)一式						211,387	211,387
新花泉小学校屋外環境整備工事	外構整備一式、グラウンド整備一式					35,565	293,800	329,365
4 工事監理							83,424	83,424
新花泉小学校校舎・屋内運動場等建設工事	工事監理業務一式						80,784	80,784
新花泉小学校プール建設工事	工事監理業務一式						2,640	2,640
計		1,031	7,077	252,545	408,635	393,719	2,860,028	3,923,035

※ 平成29年度から令和3年度までは実績額、令和4年度は予算額である。

議案第98号

一 関市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月6日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市行政組織条例の一部を改正する条例

一 関市行政組織条例（平成17年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>市長公室 総務部 まちづくり推進部 市民環境部 <u>保健福祉部</u></p> <p>商工労働部 農林部 建設部 上下水道部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>市長公室 総務部 まちづくり推進部 市民環境部 <u>健康こども部</u> <u>福祉部</u> 商工労働部 農林部 建設部 上下水道部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>

(1)~(4) [略]

(5) 保健福祉部ア 保健に関すること。イ 地域医療及び国民健康保険診療所に関すること。ウ 福祉に関すること。

(6)~(9) [略]

(1)~(4) [略]

(5) 健康こども部ア 保健衛生に関すること。イ 地域医療及び国民健康保険診療所に関すること。ウ こども・子育て支援に関すること。(6) 福祉部ア 社会福祉に関すること。イ 高齢福祉に関すること。ウ 障がい福祉に関すること。

(7)~(10) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(一関市子育て支援センター条例の廃止)
- 2 一関市子育て支援センター条例（平成17年一関市条例第104号）は、廃止する。  
(一関市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)
- 3 一関市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年一関市条例第99号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第20条 審査会の庶務は、 <u>保健福祉部長寿社会課</u> において処理する。	第20条 審査会の庶務は、 <u>福祉部</u> 長寿社会課において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市青少年問題協議会条例の一部改正)

- 4 一関市青少年問題協議会条例（平成17年一関市条例第220号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第7条 協議会の庶務は、 <u>保健福祉部子育て支援課</u> において処理する。	第7条 協議会の庶務は、 <u>健康こども部こども家庭課</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市子ども・子育て会議条例の一部改正)

5 一関市子ども・子育て会議条例（平成25年一関市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部子育て支援課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>健康こども部こども家庭課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

議案第99号

一 関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月6日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

一関市職員の定年等に関する条例（平成17年一関市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u></p> <hr/> <p><u>      </u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>      第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>



(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員 \_\_\_\_\_ に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務 \_\_\_\_\_ に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により \_\_\_\_\_ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

## 第2章 定年制度

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある \_\_\_\_\_ と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき\_\_\_\_\_。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由\_\_\_\_\_が引き続き存すると認めるときは、1年\_\_\_\_\_を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日\_\_\_\_\_の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限\_\_\_\_\_又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった\_\_\_\_\_と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 [略]

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きある\_\_\_\_\_と認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなった\_\_\_\_\_と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする\_\_\_\_\_。

5 [略]

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第18条第1項に規定する職員が占める職
- (2) 一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年一関市条例第197号）第4条に規定する職
- (3) 一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年一関市条例第25号）第15条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた

管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務

の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める

職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

### 第5章 雑則

#### （委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

1～4 [略]

#### （定年に関する経過措置）

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

### 附 則

1～4 [略]

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び一関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年一関市条例第号）による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同時に、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。



(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の一関市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の一関市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に

基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該

短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 99 号・第 100 号 参考資料

一関市職員の定年等に関する条例等の改正概要

<p>地方公務員法改正の趣旨</p>	<p>国家公務員法が改正され、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体の活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定める地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講ずるよう、地方公務員法が改正されたもの</p>
--------------------	--

議案第99号 一関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>条項等</p>	<p>改正内容</p>
<p>目次</p>	<p>目次を設けるもの</p>
<p>第1条（趣旨）</p>	<p>地方公務員法の改正により、新たに条例に委任する次の事項が設けられたことによる引用条項の追加及び定年による退職関係の引用条項の整理をするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定年前再任用短時間勤務職員の任用関係（第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項）</li> <li>・ 管理監督職勤務上限年齢による降任関係（第28条の2）</li> <li>・ 管理監督職勤務上限年齢の特例関係（第28条の5）</li> <li>・ 定年による退職関係（第28条の6第1項から第3項まで、第28条の7）</li> </ul>
<p>第3条（定年）</p>	<p>定年年齢を60年から65年に改めるもの（制定附則第5項による経過措置あり） 医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年年齢を65年から70年に改めるもの</p>
<p>第4条（定年による退職の特例）</p>	<p>定年による退職の特例の規定について、新しく設ける管理監督職勤務上限年齢制を踏まえ、取扱いを調整し、規定を整理するもの</p> <p>また、特例期間の上限を3年と定めるもの</p> <p>※ 管理監督職勤務上限年齢制…管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間の異動期間に、管理監督職以外の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）を行う制度</p>
<p>第6条（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>	<p>管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を、管理職手当の支給対象職とするもの</p>
<p>第7条（管理監督職勤務上限年齢）</p>	<p>管理監督職勤務上限年齢を60年とするもの</p>

第8条（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）	管理監督職勤務上限年齢制により他の職への降任等を行う場合の遵守すべき基準として、法に定めるもののほか、人事評価等に基づき適性を有すると認められる職に降任等を行うこと、人事計画等を考慮した上でできる限り上位の職に降任等を行うことなどを定めるもの										
第9条（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）	<p>管理監督職勤務上限年齢制の特例として、次のとおり定めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の職への降任等をすべき者について、高度の知識、技能等を必要とする職務であるため他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときなどに、異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務をさせることができること（最長3年）。</li> <li>・ 他の職への降任等をすべき者について、降任等により特定管理監督職群（職務の内容が類似する複数の管理監督職）に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認められるときに、異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は特定管理監督職群の他の管理監督職に降任若しくは転任をすることができること（期限なし）。</li> </ul>										
第10条（異動期間の延長等に係る職員の同意）	管理監督職上限年齢制の特例を適用する場合に、あらかじめ対象職員から同意を得なければならないことを定めるもの										
第11条（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）	管理監督職上限年齢制の特例を適用し異動期間を延長した場合において、異動期間を延長する事由が消滅したときは、他の職への降任等を行うことを定めるもの										
第12条（定年前再任用短時間勤務職員の任用）	年齢60年に達した日以後に退職をした者を短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めるもの										
第13条	定年前再任用短時間勤務職員について、市が加入する一部事務組合等における年齢60年以上退職者についても採用することができることを定めるもの										
第14条（委任）	この条例の実施に関し必要な事項の定めを規則に委任するもの										
制定附則第5項（定年に関する経過措置）	<p>定年年齢を段階的に引き上げる経過措置を定めるもの</p> <table border="1" data-bbox="707 1098 1615 1334"> <thead> <tr> <th data-bbox="707 1098 1424 1145">経過措置期間</th> <th data-bbox="1424 1098 1615 1145">年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="707 1145 1424 1193">令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td data-bbox="1424 1145 1615 1193">61年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="707 1193 1424 1241">令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td data-bbox="1424 1193 1615 1241">62年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="707 1241 1424 1289">令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td data-bbox="1424 1241 1615 1289">63年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="707 1289 1424 1337">令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td data-bbox="1424 1289 1615 1337">64年</td> </tr> </tbody> </table>	経過措置期間	年齢	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
経過措置期間	年齢										
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年										
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年										
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年										
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年										

制定附則第6項（情報の提供及び勤務の意思の確認）	当分の間、その年度において年齢が59歳に達する職員に対し、年齢60年に達する日以後に適用される任用、給与等の情報提供をするとともに、勤務の意思を確認するよう努めることを定めるもの
改正附則第1条（施行期日）	施行日を令和5年4月1日とするもの。ただし、附則第11条（令和5年3月31日までの間に行う、60歳以降の勤務に関する情報提供と勤務の意思確認の対象となる職員の年齢を定めるもの）については、公布の日とするもの
改正附則第2条（勤務延長に関する経過措置）	改正前の一関市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）による勤務延長職員の取扱いに関し、経過措置を定めるもの
改正附則第3条（定年退職者等の再任用に関する経過措置）	この条例の施行日前に定年により退職した職員、この条例の施行日以後に定年により退職した職員などを65歳に達する年度まで再任用することができる暫定再任用の制度に関し、フルタイムの職に係る任用の取扱いを定めるもの
改正附則第4条	暫定再任用の制度に関し、市が加入する一部事務組合等における退職職員についても、フルタイムの職に採用することができることを定めるもの
改正附則第5条	この条例の施行日前に定年により退職した職員、この条例の施行日以後に定年により退職した職員などを65歳に達する年度まで再任用することができる暫定再任用の制度に関し、短時間勤務の職に係る任用の取扱いを定めるもの
改正附則第6条	暫定再任用の制度に関し、市が加入する一部事務組合等における退職職員についても、短時間勤務の職に採用することができることを定めるもの
改正附則第7条～第9条	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）の附則において経過措置として定める暫定再任用及び定年前再任用に係る昇任、降任又は転任の制限に係る対象職員について、法の委任を受けた事項について定めるもの
改正附則第10条	暫定再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員への任用並びに定年前再任用短時間勤務職員から暫定再任用職員への移行時における昇任、降任及び転任について制限する経過措置を設けるもの
改正附則第11条	改正法の附則において定める定年延長に係る情報提供及び勤務の意思の確認に関し、法の委任を受けた事項について定めるもの



## 議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

条 項	改正内容
第1条（一関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）	派遣先の公益的法人等について、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に合わせて規定するもの（第2条第1項） 派遣することができない職員に、管理監督職上限年齢制の特例を受けた職員を加えるもの（第2条第2項） 同法第10条第1項に規定する特定法人に対する派遣に関し、法の委任を受けた事項などについて定めるもの（第9条～第17条）
第2条（一関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）	再任用制度の廃止及び定年前再任用制度の創設に伴い、引用条項を改めるもの
第3条（一関市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）	条例の対象とする降任について、管理監督職上限年齢制による降任及び降給を除くことなどを定めるもの
第4条（一関市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）	定年延長に関し改正する一関市一般職の職員の給与に関する条例附則第21項により職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後は給料月額が7割となることから、懲戒による減給に係る基準額を7割となった後の月額給料の額となるよう、改めるもの
第5条（一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）	再任用制度の廃止及び定年前再任用制度の創設に伴い、引用条項及び文言を整理するもの
第6条（一関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）	育児休業などをすることができない職員に、管理監督職上限年齢制の特例を受けた職員を加えるもの（第2条・第9条） 再任用制度の廃止及び定年前再任用制度の創設に伴い、引用条項及び文言を整理するもの（第17条・第18条）
第7条（一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）	55歳を超える職員の昇給停止規定について、改めるもの（第5条第7項） 再任用制度の廃止及び定年前再任用制度の創設に伴い、必要な事項を改めるもの（第5条第11項、第5条の2、第12条第2項、第19条第3項、第20条第2項、第21条の3、別表） 60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料月額について、7割とするもの（附則第21項～第28項） その他文言の整理をするもの

第8条（一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）	再任用制度の廃止及び定年前再任用制度の創設に伴い、引用条項及び文言を整理するもの
第9条（一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）	再任用制度の廃止及び定年前再任用制度の創設に伴い、引用条項及び文言を整理するもの
第10条（一関市職員の再任用に関する条例の廃止）	定年年齢が65年となることから、再任用を行う場合（任期を更新する場合を含む。）の任期を年齢65年までとした従来の再任用制度を廃止するもの。なお、一関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の附則において、定年年齢の段階的引上げ期間中に限り取り扱う暫定再任用職員制度について規定している。
附則第1条（施行期日）	施行日を令和5年4月1日とするもの
附則第2条（定義）	附則における用語の定義を定めるもの
附則第3条～第6条	各条例の一部改正に伴う経過措置を定めるもの

議案第100号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月6日提出

一関市長 佐藤善仁

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 一関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年一関市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第2号の法人を定める政令(平成12年政令第523号)で規定する法人のうち規則で定める団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)</u>を派遣することができる。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>次に掲げる</u></p> <hr/> <p>_____団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>法第2条第1項第1号に規定する法人のうち、市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資しているもの又は市の区域内に事務所を有するもので、規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>法第2条第1項第2号に規定するもので、規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>法第2条第1項第3号に規定するもののうち、市の区域内に事務所を有するもので、規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>法第2条第1項第4号に規定するもので、規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が市の事務</u></p>

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

3 [略]

又は事業と密接な関係を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要であるものとして規則で定めるもの

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) 一 関市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) [略]

3 [略]

(特定法人)

第9条 法第10条第1項の条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、市が資本金その他これに準ずるものを出資している株式会社のうち、市内に主たる営業所を有するもので、規則で定めるものとする。

(特定法人の業務に従事するために退職する職員から除く職員)

第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(退職派遣者の採用等)

第11条 法第10条第1項のその他の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であつて、退職派遣者を引き続き特定法人の役職

員として在職させることができないか又は適当でないと認められるとき。

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のため退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

第12条 法第10条第1項のその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。

(特定法人との間の取決めにおいて定めなければならない事項)

第13条 法第10条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 退職派遣者の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 退職派遣者の特定法人における業務従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する一般職の職員の給与に関する条例等の特例)

第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員及び技能職員等を除く。）に関する一般職の職員の給与に関する条例第25条

第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第15条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における職務の級及び号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(報告)

第16条 任命権者(市長である任命権者を除く。)は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 一関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年一関市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次</p>

に掲げる事項とする。 (1)～(11) [略]	に掲げる事項とする。 (1)～(11) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 一関市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年一関市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任_____</p> <p>_____、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任<u>（法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。）</u>、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 <u>当分の間、次の各号に掲げる規定又は規定による定めによる降給を行う場合は、規則又は任命権者の定めるところにより、当該職員に当該各号の規定又は規定による定め適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）附則第21項</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に準じた単純な労務に雇用される職員並びに上下水道企業職員及び病院企業職員に係る規定による定め</u></p>

備考
----

(一関市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 一関市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>給料</u>の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年一関市条例第35号）第3条及び第5条に規定する報酬の額_____）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年一関市条例第35号）第3条及び第5条に規定する報酬の額。以下同じ。）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「再任用短時間勤務職員_____」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員_____</u>（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等</p>



については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 [略]

については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 一関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年一関市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 一関市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) [略]</p>
<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 一関市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>

<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u> _____」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u> _____を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第7条 一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 職員の一の職務の級から他の職務に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 職員の一の職務の級から他の職務に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給</p>

は、規則の定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 [略]

7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは「2号給」とする。

8～10 [略]

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定に基づき採用され

は、規則で定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 [略]

7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

8～10 [略]

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された

た職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関及び有料の道路（以下\_\_\_\_\_「交通機関等」という。）を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下\_\_\_\_\_「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) [略]

職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関及び有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して支給単位期間につき3万8,300円の範囲内で市長の定める額（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）並びに育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して支給単位期間につき3万8,300円の範囲内で市長の定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）並びに育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下\_\_\_\_\_「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下\_\_\_\_\_「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

4～7 [略]

(時間外勤務手当)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

4～7 [略]

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は\_\_、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は\_\_、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は\_\_、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は\_\_、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条                    においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において

7 [略]

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において



受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員  
の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の  
総額

3～5 [略]

(再任用職員等 についての適用除外)

第21条の3 第9条から第11条まで、第  
14条及び第21条の規定は、再任用職員 には適用しな  
い。

2 [略]

附 則

1～20 [略]

受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任  
用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の  
総額

3～5 [略]

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第21条の3 第5条第3項から第10項まで、第9条から第11条まで、第  
14条及び第21条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員 には適用しな  
い。

2 [略]

附 則

1～20 [略]

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 一関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年一関市条例第 号。以下「定年等条例改正条例」という。）による

改正前の一関市職員の定年等に関する条例（平成17年一関市条例第26号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 定年等条例改正条例による改正後の一関市職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年等条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 改正後の定年等条例第3条第2項に規定する職員

(5) 改正後の定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とある

のは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

28 育児短時間勤務職員等に対する附則第21項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1（第4条関係）  
行政職給料表

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再 任 用 職 員	[略]	[略]						

別表第1（第4条関係）  
行政職給料表

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用	[略]	[略]						



— — 以 外 の 職 員					
再 任 用 職 員		<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員  — — — — 以 外 の 職 員	[略]	[略]				
再 任 用 職 員		<u>190,400</u>	<u>217,200</u>	<u>245,700</u>	<u>259,200</u>	<u>284,600</u>

務 職 員 以 外 の 職 員					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 <u>296,200</u>	円 <u>338,600</u>	円 <u>393,000</u>	円 <u>466,000</u>

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	[略]	[略]				
定 年 前 再		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

員						
---	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、診療所等に勤務する診療放射線技師、歯科衛生士、  
 歯科技工士その他市長の定める医療技術員として、その業務に従事  
 する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員  — — — — — 以 外 の 職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再 任 用 職 員		<u>237,200</u>	<u>257,700</u>	<u>265,000</u>	<u>275,200</u>	<u>291,700</u>

任 用 短 時 間 勤 務 職 員	円 <u>190,400</u>	円 <u>217,200</u>	円 <u>245,700</u>	円 <u>259,200</u>	円 <u>284,600</u>
---	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

備考 この表は、診療所等に勤務する診療放射線技師、歯科衛生士、  
 歯科技工士その他市長の定める医療技術員として、その業務に従事  
 する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額  円 <u>237,200</u>	基準給料 月額  円 <u>257,700</u>	基準給料 月額  円 <u>265,000</u>	基準給料 月額  円 <u>275,200</u>	基準給料 月額  円 <u>291,700</u>



第8条 一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年一関市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 上下水道企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(再任用職員等 _____ についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第6条、第6条の2及び第9条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 上下水道企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第6条、第6条の2及び第9条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> _____ の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年一関市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院企業職員で常時勤務を要する者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項、第28条の6第1項及び第2項</u> _____ 並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院企業職員で常時勤務を要する者並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項及び第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p>



<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第26条 第4条、第7条から第9条まで及び第19条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第26条 第4条、第7条から第9条まで及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 一関市職員の再任用に関する条例（平成17年一関市条例第27号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一関市一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
  - 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一関市一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
  - 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の一関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定を適用する。
  - 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
  - 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
  - 7 一関市一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項及び第6項から第10項まで、第9条から第11条まで、第14条並びに第21条並びに新給与条例第5条第4項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
  - 8 新給与条例附則第21項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。  
（一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第5条 一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の2及び第9条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。  
（一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項の規定を適用する。
- 2 一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第7条から第9条まで及び第19条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第101号

一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月6日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

一関市産業用地の貸付けに関する条例（平成22年一関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(対象産業用地) 第4条 貸付けの対象とする産業用地は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略]	(対象産業用地) 第4条 貸付けの対象とする産業用地は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) <u>一関東第二工業団地</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第102号

一 関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月6日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市手数料条例の一部を改正する条例

一 関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
[略]				[略]			
45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画_____の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	1件につき	[略]	45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料</u>	1件につき	[略]
46 長期優良住宅の普及の	<u>長期優良</u>	1件	[略]	46 長期優良住宅の普及の	<u>長期優良</u>	1件	[略]

促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画_____の變更認定の申請に対する審査	<u>住宅建築等計画變更認定申請手数料</u>	につき	促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の變更認定の申請に対する審査	<u>住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の變更認定申請手数料</u>	につき
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。